

3 研修会受講料について

研修会受講料について、お申込のコースを受講されなかった場合でも払戻しはいたしておりません。また、今年度他コース・翌年度への繰り越しもできません。

研修会受講料詳細は、定例研修は [P.13「日程・受講料一覧表」](#) を、臨時・特別・海外研修は各研修案内をご覧ください。

4 日本弁理士会継続研修について（弁理士登録をされている方のみ）

一般社団法人日本知的財産協会は、日本弁理士会継続研修の認定外部機関に認定されています。

つきましては、会員所属の弁理士の方々が当協会の認定対象研修コースを申込の際に所定の申請を行い、受講されますと、継続研修の受講として認定されます。

本年度弁理士継続研修の対象コース（申請中）

現在、以下コースを2026年度対象研修コースとして申請中です。

	東 京	大 阪
E	E01 E05 E07 E08	E01 E05 E07 E08

※オンライン開催での実施となった場合は、継続研修対象外となりますので、ご了承ください。

継続研修の申請及び単位の取得について

継続研修の申請は、受講申込時にお申込いただけます。協会研修会サービスより弁理士番号を登録の上、お申込ください。弁理士番号を登録なく申込を完了した研修会については、継続研修の対象となりません。



申込締切日経過後の申請は、お受けすることができません。

研修会申込時に申請がない場合は、継続研修としての単位を取得することはできません。

単位の取得について

講義終了後受付にて、受講証明書をお渡しします。受講証明書を受領後、日本弁理士会へ所定の手続を行うことで単位が取得できます。なお、次の場合は受講証明書をお渡しできないため、単位を取得することができません。

- ①研修会申込時に申請がない場合。
- ②15分以上の遅刻をした場合。公共交通機関等の遅延等、自己の行為に起因しない理由であっても同様となります。
- ③中座・早退した場合。
- ④講義終了時に受講証明書を受領しなかった場合。後日発行はできませんのでご注意ください。